二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業) 交付規程



平成31年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)交付規程

制定 2019年4月1日 SII-KH-R-20190401

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)交付要綱(平成30年3月19日付け環地温発第18031928号。以下「交付要綱」という。)及びネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業実施要領(平成31年3月19日付け環地温発第18031929号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 SIIは、補助金の趣旨に則り、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した住宅(以下「ZEH」という。)となる戸建住宅を新築する、新築建売住宅のZEHを購入する、あるいは既存戸建住宅をZEHへ改修する事業、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した集合住宅(以下「ZEH-M」という。)となる高層集合住宅を新築する事業、ZEHとなる戸建住宅に低炭素化に資する素材(CLT:直交集成板)を構造耐力上主要な部分のうち、壁、床、屋根版に使用する事業、又は先進的な再生可能エネルギー熱利用技術(地中熱利用技術、太陽熱利用技術)を活用する

事業(以下「先進的再工ネ熱等」という。)、ZEHとなる戸建住宅に蓄電池を導入する事業(以下「補助事業」という。)を行おうとする者に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象としてSIIが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

ただし、様式第1交付申請書の別紙による「暴力団排除に関する誓約事項」及び 誓約書(以下「誓約事項」という。)に記載されている事項に該当する者が行う 事業は、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助金額及び補助金の上限額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1による 交付申請書をSIIに提出しなければならない。

(変更交付申請)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書をSIIに提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 SIIは、第4条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

(交付の条件)

- 第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、 実施に関する契約を締結しなければならない。
 - 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けなけばならない。
 - (ア) 別表の補助対象経費の区分に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント 以内の変更を除く。
 - (イ) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。

- なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第5条に定める手続によるものとする。 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式 第6による中止(廃止)承認申請書をSIIに提出して承認を受けなければな らない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書をSIIに提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なくSIIに報告しなければならない。
- 七 SIIは、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは 指導し、又は報告を求めることができる。
- 八 SIIは、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると 認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の 完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又 は一部に相当する金額をSIIに納付させることができる。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、第6条の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容 又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該 通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもってSIIに交付申請の取下げを 申し出なければならない。

(実績報告)

- 第9条 補助事業者は、補助事業が完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又はSIIが別に定める期日のいずれか早い日までに様式第8による完了実績報告書をSIIに提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度(毎年4月1日から翌年の3月31日 までの期間)が終了したときに、SIIより様式第9による年度終了実績報告書の提出 を求められた場合は、SIIが定める期日までに提出しなければならない。

(補助事業の承継)

第10条 SIIは、補助事業者について事業の期間中に、相続、法人の合併又は 分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、もしくは契約により 管理組合や入居者等に所有権移転がおこなわれる場合において、その変更により 事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第1 0による補助事業承継承認申請書を提出させることにより、その者が補助金の交 付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

- 第11条 SIIは、第9条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第7条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第11による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 SIIは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額 を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるもの とする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第12条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払 うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12 による精算払請求書をSIIに提出しなければならない。

(交付決定の解除等)

- 第13条 SIIは、第7条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。
 - 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づくSIIの指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部 又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行する ことができない場合(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)
- 2 SIIは、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第11条第3項の規定を準用する。

(翌年度における補助事業の開始)

第14条 補助事業者は、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場

合は、SIIに報告し、その承認を受けなければならない。

(加算金の計算)

- 第15条 SIIは、加算金を徴収する場合、当該補助金(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収するものとする。
- 2 SIIは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求 した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額 に充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第16条 SIIは、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(状況の報告)

- 第17条 補助事業者は、事業完了後2年間、当該補助金により取得した設備及び住宅(以下「取得財産」という。)の性能等に関して、SIIが別に指定する定期報告書を提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の定期報告を停止するときは、様式第13による定期報告停止申 請書によってSIIに報告し、その承認を受けなければならない。

(取得財産の管理等)

- 第18条 補助事業者は、取得財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について様式第14による取得財産等管理台帳を備え、 管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第15による取得財産等 明細表を第9条第1項に定める完了実績報告書に添付して提出するものとする。
- ただし、補助事業者が個人であり、かつ、補助対象戸建住宅の建築主又は購入者(購入予定者)である場合は、この限りでない。
- 3 SIIは、補助事業者が取得財産を処分することにより、収入があり又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとする。
- 4 SIIは、第3項の補助金の返還については、期限を設けて返還の請求を行い、期限 内に納付がない場合は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5パ ーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(財産処分の制限等)

- 第19条 取得財産のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。
- 2 取得財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、SII が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得 財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第16による財産処分承認申請書をS IIに提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 SIIは、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができるものとする。
- 5 前条第3項の規定は、第4項の承認をする場合において準用する。
- 6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。
- 7 補助事業者は、第2項で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した 温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジットとして認証を受けたものは、当該<math>J-クレジットを移転又は無効化してはならない。

(補助事業の経理等)

- 第20条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した 上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支を明らかにしておかなければな らない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間、SIIの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(秘密の保持)

第21条 SIIは、申請者及び補助事業者がこの規程に従ってSIIに提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第22条 補助事業者は、誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、 交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、S I I が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(別表) 平成31年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)補助対象経費の区分、補助金額及び補助金の上限額

	ひ			LPHI A SETT - N		
補助対象経費の区分			内容	補助金額及び 補助金の上限額		
	ZEHの要 件を満たす	設備費	補助事業の実施に必要な設備、建築材料の購入に要する経費	定額 (70万円)		
	戸建住宅	工事費	補助事業の実施に必要な 工事に要する経費	, · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
ネット・ゼ ロ・エネル ギー・ハウ ス	蓄電 システム <u>設備</u> 費		蓄電システムの購入経費	初期実効容量1kWhあたり2万円。ただし、補助対象経費の1/3又は20万円のいずれか低い額を上限とする。ただし算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。		
-	ZEH-M	設計費	補助事業の実施に必要な建築設計、 設備設計、省エネルギー性能の表示 に係る経費	補助対象経費の1/2(平成3 0年度から継続して実施する 事業の場合は2/3)を乗じて		
高層ZEH ーM(ゼッ チ・マンシ	の要件を満たした高層住宅	端 設備費	補助事業の実施に必要な設備、建築 材料の購入に要する経費	#未り場合は2/3)を未じて 得た額を上限とする。 ただし算出された額に1,00 0円未満の端数が生じた場合		
ョン)			補助事業の実施に必要な工事に要する経費	には、これを切り捨てるものとする。		
先進的再工 ネ熱等	ZEHの原性を に る に 対 を と と と と と と と と と と と と と と と と と と	設備費	補助事業の実施に必要な設備、建築材料の購入に要する経費	1. 直交集成板 (CLT) 定額 (90万円) 2. 地中熱ヒートポンプ・システム 定額 (90万円) 3. PVTシステム・液体式 パネル面積5㎡以上8㎡未満 定額(65万円)パネル面積8㎡以上 定額 (80万円)・空気式 定額(90万円) 4. 液体集熱式太陽熱利用システム		

ステム	工事費	補助事業の実施に必要な工事に要する経費	5.	・パネル面積4㎡以上6㎡ 未満 定額(12万円) ・パネル面積6㎡以上 定 額(15万円) 蓄電システム 経済産業省が実施する Z EH+実証事業において 蓄電システムを導入する 場合に限る。初期実効容量 1kWhあたり2万円。ただし、補助対象経費の1/ 3又は20万円のいずれ か低い額を上限とする。算 出された額に1,000円 未満の端数が生じた場合 には、これを切り捨てるものとする。ただし、設備費 のみとし、工事費は対象外 とする。
-----	-----	---------------------	----	--

[※]申請代行手数料及び消費税は、補助対象としない。

交付規程様式等

様式第1 交付申請書(第4条関係)

様式第2 変更交付申請書(第5条関係)

様式第3 交付決定通知書(第6条関係)

様式第4 変更交付決定通知書(第6条関係)

様式第5 計画変更承認申請書(第7条関係)

様式第6 中止(廃止)承認申請書(第7条関係)

様式第7 遅延報告書(第7条関係)

様式第8 完了実績報告書(第9条関係)

様式第9 年度終了実績報告書(第9条関係)

様式第10 補助事業承継承認申請書(第10条関係)

様式第11 交付額確定通知書(第11条関係)

様式第12 精算払請求書(第12条関係)

様式第13 定期報告停止申請書(第17条関係)

様式第14 取得財産等管理台帳(第18条関係)

様式第15 取得財産等明細表(第18条関係)

様式第16 財産処分承認申請書(第19条関係)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 殿

申請者
住
所

法人名又は氏名

代表者名等

生年月日 年 月 日

共同申請者 住 所

法人名又は氏名

代表者名等

手続代行者 住 所

会社名等

代表者名等 印

平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業) 交付申請書

平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)交付規程第4条の規定に基づき、以下のとおり環境省からの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る交付の申請をします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

- 1.申請する補助事業
- 2.補助事業の名称
- 3.補助事業の実施計画(別紙による)
- 4.補助金交付申請予定額
- 5.事業予定期間
- (1) 着手予定年月日
- (2) 完了予定年月日

(複数年度申請の場合、最終事業完了予定日も記入)

(注) この申請書には、以下の書面を添付すること。

役員名簿(別紙1)

暴力団排除に関する誓約事項(別紙2)

交付申請に関する誓約書(別紙3)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 殿

申請者 住 所

法人名又は氏名

代表者名等

共同申請者 住 所

法人名又は氏名

代表者名等

手続代行者 住 所

会社名等 代表者名等

印

平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業) 変更交付申請書

年 月 日をもって交付決定(交付決定番号)のあった平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)交付規程第5条の規定に基づき、以下のとおり環境省からの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の変更交付について申請します。

記

- 1. 交付決定を受けた補助事業名
- 2. 補助変更申請額
- 3. 変更の理由

宛

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事

平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業) 交付決定通知書

申請のあった平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業)交付規程第6条の規定に基づき受理し、交付を決定しましたので通知します。

また、交付規程様式第1 別紙2「暴力団排除に関する誓約事項」及び別紙3「誓約書」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはせず、誓約事項に違反した場合は、交付決定を取り消すものとします。

記

 交付決定を受けた補助事業名
 グ付決定番号

 交付決定 番号
 年月日

 交付決定通知が手元に届いてから事業に着手すること。

補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、下記のとおりとする。

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
計				

宛

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事

平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業) 変更交付決定通知書

変更交付申請のあった平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)交付規程第6条の規定に基づき、以下のとおり変更することを決定したので通知します。

記

- 1. 変更交付決定を受けた補助事業名
- 2. 交付決定番号
- 3. 変更後の金額
- 4. 変更申請の取下げ期限

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 殿

補助事業者 住 所

法人名又は氏名

代表者名等

共同申請者 住 所

法人名又は氏名代表者名等

印

手続代行者 住 所

法人名又は氏名代表者名等

EΠ

平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業) 計画変更承認申請書

年 月 日をもって交付決定(交付決定番号)のあった平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)交付規程第7条第三号の規定に基づき、以下のとおり環境省からの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の計画変更の承認を得たく申請します。

記

- 1. 補助事業の名称
- 2. 変更の内容
- 3. 変更の理由
- 4. 変更が補助事業に及ぼす影響
- 5. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額(別紙) 及び算出根拠
- (注)以下の場合も含めてこの様式に準じて申請すること。
 - (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。 ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。
 - (3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 殿

補助事業者 住 所

法人名又は氏名

代表者名等

共同申請者 住 所

法人名又は氏名

代表者名等 印

手続代行者 住 所

法人名又は氏名 代表者名等

印

平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業) 中止 (廃止) 承認申請書

年 月 日をもって交付決定(交付決定番号)のあった平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)交付規程第7条第四号の規定に基づき、以下のとおり環境省からの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の交付申請の中止(廃止)を申請します。

記

- 1. 交付決定を受けた補助事業名
- 2. 補助金申請予定額
- 3. 理由

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 殿

補助事業者 住 所

法人名又は氏名

代表者名等

共同申請者 住 所

法人名又は氏名

代表者名等 印

手続代行者 住 所

会社名等 代表者名等

印

平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業) 遅延報告書

年 月 日をもって交付決定(交付決定番号)のあった平成 年度 二酸化炭素排出抑制 対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)交付規程第7条第五号の規定に基づき、以下のとおり環境省からの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の遅延について報告します。

記

- 1. 補助事業の名称
- 2. 遅延の原因及び内容
- 3. 遅延に係る金額
- 4. 遅延に対して採った措置
- 5. 遅延が補助事業に及ぼす影響
- 6. 補助事業の遂行及び完了予定日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 殿

補助事業者 住 所

法人名又は氏名

代表者名等

共同申請者 住 所

法人名又は氏名

代表者名等 印

手続代行者 住 所

会社名等 代表者名等

印

平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業) 完了実績報告書

年 月 日をもって交付決定(交付決定番号)のあった平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)交付規程第9条の規定に基づき、以下のとおり環境省からの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の完了を報告します。

記

- 1.補助事業者情報
- 2.ZEHビルダー/プランナー又はZEHデベロッパー情報
- 3.補助対象住宅施工者情報
- 4.事業期間
- 5.補助金の補助率、交付決定額及び交付決定年月日
- 6.補助事業の収支決算(別紙収支明細表)
- 7.共同申請者 (リース事業者等)
- 8.手続代行担当者
- 9.補助事業の実施に係る契約先

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 殿

補助事業者 住 所

法人名又は氏名

代表者名等

共同申請者 住 所

法人名又は氏名

代表者名等 印

手続代行者 住 所

会社名等 代表者名等

印

平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業) 年度終了実績報告書

年 月 日をもって交付決定(交付決定番号)のあった平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)交付規程第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1. 実施した補助事業
- (1) 補助事業の名称
- (2) 補助事業の内容
- (3)補助事業の効果
- 2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
- 3. 補助事業の収支決算

別紙明細表のとおり

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 殿

補助事業者 住 所

法人名又は氏名 印

代表者名等

共同申請者 住 所

法人名又は氏名 代表者名等

印

平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業) 補助事業承継承認申請書

年 月 日をもって交付決定(交付決定番号)のあった平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)交付規程第10条の規定に基づき、以下のとおり環境省からの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の承継承認の届出を申請します。

記

- 1. 承認申請をする補助事業名
- 2. 旧補助事業者
- 3. 新補助事業者
- 4. 補助事業者の地位を承継する理由
- 5. 補助事業者の地位を継承する予定日
- 6. 交付決定通知の日付及び番号
- 7. 交付決定通知書に記載された補助金の額
- 8. 既に交付を受けている補助金の額

宛

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事

平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業) 交付額確定通知書

年 月 日をもって交付決定(交付決定番号)のあった平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)交付規程第11条の規定に基づき、以下のとおり環境省からの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業交付要綱第3条に基づく国庫補助金を付することに決定したので通知します。

記

交付	寸決:	定を	受に	けた礼	甫助	事業	名	
確		定	-	ż	番		号	
補	助	金	交	付	確	定	額	円

- 1 補助金の対象となる事業の内容は、補助事業実績報告書に記載されたとおりとする。
- 2 一般社団法人環境共創イニシアチブは、交付規程第11条の規定に基づき、提出された補助事業実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、交付すべき補助金の額を確定し通知する。
- 3 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従わなければならない。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。
- (1) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- (2) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付を行わないこと。
- (3) 一般社団法人 環境共創イニシアチブの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (4) 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

印

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 殿

補助事業者 住 所

法人名又は氏名 印 代表者名等

共同申請者 住 所

法人名又は氏名 代表者名等

平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業) 精算払請求書

年 月 日をもって交付決定(交付決定番号)のあった環境省からの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業交付要綱第3条に基づく国庫補助金精算払を受けたいので、平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)交付規程第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1. 補助事業の名称
- 2. 精算(概算) 払請求金額
- 3. 請求金額の内訳(別紙) (概算払の請求をするときに限る。)
- 4. 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)
- 5. 振込先 (金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 殿

補助事業者

住 所

法人名又は氏名 代表者名等 印

平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業) 定期報告停止申請書

年 月 日をもって交付決定(交付決定番号)のあった平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)交付規程第17条第2項の規定に基づき、以下のとおり環境省からの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の定期報告停止の届出を申請します。

記

- 1.補助金確定通知を受けた補助事業名
- 2.報告停止期間
- 3.報告停止の理由
- 4.今後の見込み

取得財産等管理台帳 年度

(単位:円)

							(1 127 + 1 4)
区分財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	保管場所	備考

(注)

- 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第18条第2項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2. 財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)(ア)に掲げるものの従物、(ウ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(エ)無形資産、(オ)開発研究用資産、(カ)その他の物件とする。
- 3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

取得財産等明細表 年度

(単位:円)

							(1 127 + 1 4)
区分財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	保管場所	備考

(注)

- 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第18条第2項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2. 財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)(ア)に掲げるものの従物、(ウ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(エ)無形資産、(オ)開発研究用資産、(カ)その他の物件とする。
- 3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 殿

補助事業者 住 所

法人名又は氏名 印

代表者名等

共同申請者 住 所

法人名又は氏名 代表者名等

印

平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業) 財産処分承認申請書

年 月 日をもって交付決定(交付決定番号)のあった平成 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)交付規程第19条第3項の規定に基づき、以下のとおり環境省からの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る財産処分の承認を申請します。

記

- 1. 補助金確定通知を受けた補助事業名
- 2. 処分方法
- 3. 処分の予定期日
- 4. 処分の理由
- 5. 処分の条件